

# インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

平成18年11月

(社)電気通信事業者協会

(社)テレコムサービス協会

(社)日本インターネットプロバイダー協会

(社)日本ケーブルテレビ連盟

## 目 次

ガイドラインの目的及び範囲	3
第1 ガイドラインの目的	3
1 背景	
2 問題点	
3 ガイドラインの目的	
第2 ガイドラインの判断基準の位置付け	4
第3 ガイドラインの対象	4
1 対象通信の範囲	
2 対応主体の範囲	
3 対象情報の範囲	
第4 他のガイドラインとの関係	6
1 プロバイダ責任制限法及び関係ガイドライン	
2 インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン	
第5 見直し	6
電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応	8
第1 違法性の判断に関する考え方	8
1 わいせつ関連法規	
2 薬物関連法規	
3 振り込め詐欺関連法規	
4 その他の法規	
第2 送信防止措置等の対応	22
1 自主的な対応の要否	
2 具体的な対応	
第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応	24
第1 警察機関からの送信防止措置依頼を受けて行う対応	24
1 総論	
2 対象とする違法な情報の範囲	
3 送信防止措置手続	
第2 インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼を受けて行う対応	27
1 総論	
2 対象とする違法な情報の範囲	
3 送信防止措置手続	

書式	30
第1 警察機関からの送信防止措置依頼	30
第2 ホットラインセンターからの送信防止措置依頼	31
参考 公序良俗に反する情報への対応	32
第1 自主的な対応	32
第2 ホットラインセンターからの依頼を受けて行う対応	32

## ガイドラインの目的及び範囲

### 第1 ガイドラインの目的

#### 1 背景

近年におけるインターネットの急速な発達及び普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらし、インターネットは国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等国民生活にとって必要不可欠な存在となっている。

一方、インターネット上における児童ポルノの公然陳列、違法な出会い系サイト、規制薬物の濫用を唆す情報等の法令に違反する情報の流通が社会問題となっている。

これらの違法な情報については、発信側への対応（違法な情報の発信者の取締り等）、受信側の対応（受信者による情報のフィルタリング等）等が行われているところであるが、情報の流通の場を提供する電子掲示板の管理者やウェブサーバ（以下「サーバ」という。）の管理者においても、何らかの対応が可能な場合があり、その場合には適切な対応を行うことが社会的に期待されている状況である。

電子掲示板の管理者やサーバの管理者といったデータファイルやサーバの管理権限を有する者（以下「電子掲示板の管理者等」という。）が自己の管理する電気通信設備において他人が流通させた違法な情報に対して行う対応については、技術的に違法な情報の送信防止措置が可能な場合も多く<sup>1</sup>、また、違法な情報に関し必要な限度で行われる送信防止措置については法的責任を問われることはない<sup>2</sup>ため、実際に対応が行われているところである。

#### 2 問題点

しかしながら、電子掲示板の管理者等は、必ずしも法律の専門家を擁しているわけではなく、また、容易に相談できる状況にない場合もあるため、特定の情報の流通が法令に違反するか否かの判断に関し、法解釈及び事実認定の両面から困難が生じる場合がある。

また、電子掲示板等やサーバを個人又は小規模で管理運営している場合等、人的、物的な面において、違法な情報が流通しているか否かについて自主的な監視を行うことが難しい場合がある。

#### 3 ガイドラインの目的

---

<sup>1</sup> 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応可能性については、総務省主催の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」最終報告書（平成18年8月<[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060825\\_6.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060825_6.html)>。以下「最終報告書」という。）7頁以下に記載されている。

<sup>2</sup> 電子掲示板の管理者等による違法な情報の送信防止措置に関する法的責任については、最終報告書13頁以下に記載されている。

ガイドラインは、違法な情報について、典型的な事例における規制の根拠となる法令を示した上で、可能な範囲で具体的事例における考え方を示すとともに、第三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する手続等を整備することにより、電子掲示板の管理者等による違法な情報への送信防止措置が促進されることを目的とするものである。

## 第2 ガイドラインの判断基準の位置付け

上記のとおり、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報に関して必要な限度で行う送信防止措置については法的責任を問われない。

一方、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報ではない情報について誤って送信防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断されるものである。よって、電子掲示板の管理者等がガイドラインに定める手続に従って送信防止措置を行ったからといって、当然に法的責任が生じないことにはならないことに留意すべきである。

ガイドラインは、電子掲示板の管理者等が違法な情報について送信防止措置を行う際の判断の一助として利用されることを念頭に作成するものである。

## 第3 ガイドラインの対象

### 1 対象通信の範囲

インターネット上における流通が法令に違反する違法な情報には様々な種類があるが、特に、電子掲示板、ウェブサイト等の不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）第2条第1号に規定する特定電気通信）による違法な情報の流通が大きな社会問題となっていること、特定電気通信以外の電子メールその他の特定人間の通信については、電気通信事業法上の通信の秘密保護の規定<sup>3</sup>により、情報の流通を媒介する電気通信事業者等がその内容を知得することができないことから、ガイドラインでは、電子掲示板、ウェブサイト等の特定電気通信による情報の流通を対象とする。

### 2 対応主体の範囲

特定電気通信による違法な情報の流通について送信防止措置を行うことができる者は、特定電気通信の用に供される電気通信設備（プロバイダ責任制限法第2条第2号に規定する特定電気通信設備）を他人の通信の用に

---

<sup>3</sup> 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条第1項により、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密はこれを侵してはならない。」とされている。

供する者（電子掲示板の管理者等）である。<sup>4</sup>

よって、ガイドラインにおける違法な情報への対応主体は、電子掲示板の管理者等とする。

### 3 対象情報の範囲

特定電気通信による情報の流通が法令に違反する場合、すなわち、電子掲示板、ウェブサイト等における流通が法令に違反する情報を対象とする。

電子掲示板、ウェブサイト等における流通により他人の権利（法律上保護される利益を含む。以下同じ。）が侵害されている場合については、プロバイダ責任制限法及びプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会<sup>5</sup>により策定された関係ガイドライン<sup>6</sup>において、流通により他人の権利を侵害する情報（以下「権利侵害情報」という。）に対する送信防止措置に関する指針が示されている。したがって、権利侵害情報に関する違法性の判断基準及び被害者からの送信防止措置依頼手続については、基本的には同関係ガイドラインを参照することとする。

情報の流通が法令に違反しない場合には、特定の情報の流通を有害と評価するか否かは受信者によって異なるものであり、違法な情報ではない情報について有害か否かの統一的な基準を設けて対応を行うことが難しいことから、ガイドラインの対象外とする。

以上より、ガイドラインにおいて対象とする情報は、「インターネット上の電子掲示板、ウェブサイト等における流通が法令に違反する情報」（以下「違法な情報」という。）とすることとする。

なお、インターネット上における、違法行為を目的とした電子掲示板への書き込み、人を自殺に誘引する情報の電子掲示板への書き込み、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報の流通等を契機として違法行為（窃盗、自殺幫助、爆発物を使用した傷害等）が行われる事案が発生し、社会問題となっている。これら公序良俗に反する情報については、電子掲示板の管理者等による自主的対応が行われているところ、本

---

<sup>4</sup> 他人が管理するサーバにインターネットアクセスを提供しているだけのプロバイダ（以下「アクセスプロバイダ」という。）においては、通常、当該サーバ内へのアクセスがサーバ管理者により制御されており、当該サーバ内の情報に手を加えること自体が不可能である。また、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条により、プロバイダはインターネットアクセスの提供について不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報についてアクセスを停止することができる場合は相当程度限定されるものと考えられる。したがって、アクセスプロバイダについては、特定の情報が当該サーバ内に蔵置されていることは認識できても、当該サーバ内に他にどのような情報が蔵置されているか知る事ができず、当該サーバに対するアクセスを停止した場合には、適法な情報を含むすべての情報について送信を停止することになるといった問題点もあるため、アクセスプロバイダは本ガイドラインの対象としないこととする。

<sup>5</sup> プロバイダ責任制限法の制定を受けて、電子掲示板やウェブサイト等における情報の流通による権利侵害に対し、適切かつ迅速に対応できるようガイドラインの作成に向けた検討を行うこと等を目的として、電気通信関連団体、権利者団体その他の関係者により平成14年2月に設置された協議会である。

<sup>6</sup> プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会により策定された、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」及び「プロバイ

ガイドラインの最後に、公序良俗に反する情報への対応の参考となる情報を掲載する。

#### 第4 他のガイドラインとの関係

##### 1 プロバイダ責任制限法及び関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法第3条においては、電子掲示板、ウェブサイト等において流通する権利侵害情報について、電子掲示板の管理者等がこれを放置していた場合及び誤って権利侵害情報ではない情報について送信防止措置を行った場合における損害賠償責任について、その範囲を規定している。

さらに、関係ガイドラインでは、電子掲示板、ウェブサイト等における流通が特に問題となっている名誉毀損・プライバシー侵害情報、著作権侵害情報及び商標権侵害情報について、それぞれ電子掲示板の管理者等による対応に関する行動指針が示され、個別具体的な事案において活用されている。

よって、これらの権利侵害情報に関しては、関係ガイドラインを参照して対応することが考えられる。<sup>7</sup>

##### 2 インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン<sup>8</sup>

インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインは、電子掲示板における自殺の決行をほのめかす書き込みや他人に対して集団自殺を呼びかける書き込み及び自殺をほのめかす内容の電子メールの送信に関し、電子掲示板の管理者等やプロバイダが、人命保護の観点から、警察に対し、これら自殺を予告する情報を発信した者の特定に資する情報（氏名、住所等）を開示する場合における判断基準、手続等について定めたガイドラインである。

したがって、警察から、インターネット上の自殺予告者に関する情報開示を求める照会がなされた場合には、同ガイドラインを参照して対応することが考えられる。<sup>9</sup>

#### 第5 見直し

本ガイドラインにおいては、違法な情報についての判断基準を例示する

---

「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」の3つをいう。

<sup>7</sup> 関係ガイドラインは、いずれも（社）テレコムサービス協会のホームページ（<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm>）に掲載されている。

<sup>8</sup> 電気通信関連4団体（（社）電気通信事業者協会、（社）テレコムサービス協会、（社）日本インターネットプロバイダー協会、（社）日本ケーブルテレビ連盟）が、警察庁及び総務省の協力を得て、平成17年10月に策定したガイドラインである。

<sup>9</sup> インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインは、（[http://www.telesa.or.jp/consortium/other/guideline\\_suicide\\_051005.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/other/guideline_suicide_051005.pdf)）に掲載されている。

とともに、第三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する手続等を整備した。今後、情報通信技術の進展、実務の状況、社会的状況の変化等に応じて、対象とする情報の範囲、情報の違法性を判断する第三者機関の追加、対応手順の見直し等、適宜ガイドラインの見直しを検討する必要がある。

## 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

### 第1 違法性の判断に関する考え方

#### 1 わいせつ関連法規

##### (1) わいせつ物の公然陳列(刑法第175条)

(刑法第175条)

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

次のすべてを満たす場合には、わいせつ物公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

わいせつ性が認められる場合

- ・ 性器が確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。)
- ・ 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスク( )を容易に除去できる画像等

公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

マスク処理が施された画像に関する裁判例

- \* 大阪地裁平成11年3月19日判決(判例タイムズ1034号283頁)

わいせつな画像の一部にマスク処理が施されていても、それが容易に除去できて、わいせつ性が顕現するものであれば、マスク処理をした画像自体のわいせつ性は、何ら否定されない。被告人が送信して記憶、蔵置させた各サンプル画像データは、画像処理ソフトにより一部にマスク処理が施されており、これをそのままパソコンの画面に再生してもわいせつ画像ということはないが、「エフ・エル・マスク」ソフトを用いて右マスクを外せば、男女の性器や性交の場面が露骨に撮影されたわいせつな画像となる。マスクソフトの各操作は、一般的なパソコン利用者やインターネット利用者を基準とすれば、圧縮、解凍、新しいソフトのインストールの方法といった基礎的な知識があればこれを行うことができ、いずれも格別の知識や技術が要求されるものとはいえず、本件ホームページのサンプル画像にはマスク処理が施されてはいたものの、公開された本件ホームページにわざわざアクセスしてわいせつ画像を求めようとする不特定多数のインターネット利用者との関係では、容易に右マスクを除去し得たものといえるから、結局、本件ホームページ上に掲げられたマスク処理が施さ

れたサンプル画像については、容易にわいせつ性を顕現できるものであったと認めることができる。よって、わいせつ画像の一部にマスク処理が施されていても、それが容易に除去できて、わいせつ性が顕現するものであれば、マスク処理をした画像自体のわいせつ性は、何ら否定されない。

- \* 岡山地裁平成9年12月15日判決（判例タイムズ972号280頁、判例時報1641号158頁）

エフ・エル・マスクにより処理が施されている画像データについて、インターネットでアダルトページにアクセスする者は、ほとんどがエフ・エル・マスクのソフトを持っており、このソフトを利用すれば、マスクの付け外しは、その場で、直ちに、容易にできる。画像にマスク処理が施されていても、マスクを外すことが、誰にでも、その場で、直ちに、容易にできる場合には、その画像はマスクがかけられていないものと同視することができる。被告人らがサーバコンピュータのディスクアレイに記憶、蔵置させた画像にはマスク処理が施されているが、被告人らのホームページにアクセスしてくる者のほとんどにとっては、その場で、直ちに、容易にマスクを外すことができるのであるから、マスク処理が施された画像自体がわいせつであると認めることができる。

- \* 東京地裁平成11年3月29日判決

閲覧者は容易に除去することができる覆いがかけられたわいせつ絵画が展示された場合には、その絵画が展示された時点で「陳列」されたものとして差し支えないように、閲覧者の行為が介在して初めて閲覧が可能となる場合であっても、その行為が、陳列者の想定したものであり、かつ、閲覧者がその場で直ちに容易に実行できる性質のものである場合には、そのような絵画を展示した段階でその閲覧可能な状況を設定したということができる。被告人らは、インターネット利用者が画像処理ソフトを用いて本件画像のマスクを外して閲覧することを想定しており、使用された画像処理ソフトであるエフ・エル・マスクが、通常のインターネット利用者にとってはこれを入手することも操作することも比較的容易で、現に広く流通しており、マスク画像をダウンロードすると接着した時点でエフ・エル・マスクを用いてマスクを外すことが可能である。

- \* 浦和地裁川越支部平成11年9月8日判決

ネガポジ反転処理は、本件画像の性器部分等に反対色の色を付けただけの外見上から反転部分の形状等が分かるマスク処理のうちで比較的簡単な処理方法であって、エフ・エル・マスクを使用すればもちろんのこと、ウィンドウズ95のアクセサリソフトであるペイント等のソフトでさえ、その使い方次第では容易にマスクを外せること、また、およそパソコン通信を介し、アダルトも

のパソコンネットワークにアクセスし、わいせつ画像データを購入してダウンロードする者の間にこれらの画像処理ソフトが広く普及していることは、現に被告人が開設・運営するパソコン通信の会員が例外なくとっていいほどジーマスクなどの画像処理ソフトを使用し、反転画像をわいせつ画像にして反転して閲覧していたことが認められることから容易に窺い知ることができる。したがって、本件画像データにマスク処理が施されていても容易にそのマスクを外すことができる場合はその画像がマスクがかけられていないものと同視でき、本件のネガポジ反転画像はわいせつ図画であると認めることができる。

(2) 児童ポルノ<sup>10</sup>の公然陳列(児童ポルノ法<sup>11</sup>第7条第4項)

(児童ポルノ法第7条第4項)

児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第2条第1項)

「児童」とは、18歳未満の者をいう。

(第2条第3項)

「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首)を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

次のすべてを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

児童(18歳未満)に該当する場合

- ・ 画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合
- ・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合

児童ポルノに該当する場合

- ・ 児童の性交、性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為をいう。以下同じ。)が描写されている画像等
- ・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為、児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)
- ・ 児童の全裸又は全裸に近い状態が描写されている画像等で、性欲を

<sup>10</sup> 本ガイドラインでいう「児童ポルノ」とは実在する児童を描写したものを指し、「実在しない児童」を描写した画像等を含まない。

<sup>11</sup> 正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」という。

興奮させ又は刺激するもの（性器等にマスク処理が施されているものも含む。）（ ）

公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

児童ポルノ法第2条第3項第3号に関する裁判例

\* 京都地裁平成12年7月17日判決

衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態（以下「児童の裸体等」という。）を描写した写真又は映像に児童ポルノ法第2条第2項にいう「性器等」、すなわち、性器、肛門、乳首が描写されているか否か、児童の裸体等の描写が当該写真又はビデオテープ等の全体に占める割合（時間や枚数）等の客観的要素に加え、児童の裸体等の描写叙述方法（具体的には、性器等の描写について、これらを大きく描写したり、長時間描写しているか、着衣の一部をめくって性器等を描写するなどして性器等を強調していないか、児童のとっているポーズや動作等に扇情的な要素がないか、児童の発育過程を記録するために海水浴や水浴びの様子などを写真やホームビデオに収録する場合のように、児童の裸体等を撮影又は録画する必然性ないし合理性があるか等）をも検討し、性欲を興奮させ又は刺激するものであるかどうかを一般通常人を基準として判断すべきである。そして、当該写真又はビデオテープ等全体から見て、ストーリー性や学術性、芸術性などを有するか、そのストーリー展開上や学術的、芸術的表現上などから児童の裸体等を描写する必要性や合理性が認められるかなどを考慮して、性的刺激が相当程度緩和されている場合には、性欲を興奮させ又は刺激するものと認められないことがある。

### (3) 売春防止法違反の広告等(同法第5条第3号・第6条第2項)

(売春防止法第2条)

「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(第5条)

売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一  
万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(第6条)

- 1 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
  - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
  - 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
  - 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

次のような場合は、売春目的又は売春周旋目的の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

- ・ 「Hできます、ナマ(生)、ゴム有」などの売春を窺わせる表現等とともに売春時間、料金、連絡先(電話番号等)等が記載されている場合

(4) 出会い系サイト規制法<sup>12</sup>違反(同法第6条)  
異性交際等の誘引行為(同法第6条)

(第6条)

何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。
- 二 人(児童を除く。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 三 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。
- 四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること

次のすべてを満たす場合には、インターネット異性紹介事業(いわゆる「出会い系サイト」)に該当すると判断することができる。

(共通の要件)

面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者を対象としていること

異性交際に関する情報を電子掲示板に掲載していること

情報を閲覧した異性交際希望者が、情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等により1対1の連絡ができること

以上の要件を満たし、かつ、次の項目に依じて掲げる要件をすべて満たす場合には、出会い系サイト規制法違反の誘引行為に該当する情報と判断することができる。

【性交等の誘引】(法第6条第1号及び第2号関係)

「具体的な18歳未満の年齢、女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること

「Hしたい、口で、手で」等の性交又は性交類似行為を求める表現が記載されていること

【異性交際の誘引】(法第6条第3号及び第4号関係)

「具体的な18歳未満の年齢、女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること

「一緒に遊んでくれませんか、お茶したい」等の交際を求める表現が記載されていること

「具体的な金額の提示、援助してあげる(ほしい)、お小遣いあげる(ほ

<sup>12</sup> 正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」という。

しい)」等の対償を供与する又は受けることを意味する表現が記載されていること

第6条各号に掲げる具体例は以下のとおりである<sup>13</sup>。

- ・ 第1号  
「女子中学生で僕とHしてくれるひといませんか」TAROU（25歳）
- ・ 第2号  
「高校生とHしたい人いませんか？」by ゆみ（17歳）
- ・ 第3号  
「今日2\$で！条件はポッチャリ系ミニスカブーツ！16～18」  
「中とか高の子とかで、お財布中が超きびしい子いませんか？…  
会える子いたら助けるよ。」
- ・ 第4号  
「お小遣いくれればお茶してもいいよ」by あけみ（16歳）

---

<sup>13</sup> 第6条に違反する具体例については、警視庁ホームページ、福島県警ホームページ等より引用。

## 2 薬物関連法規

薬物犯罪の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為の禁止（麻薬特例法<sup>14</sup>第9条）及び規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2等）

（麻薬特例法第9条）

薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（覚せい剤取締法第20条の2）

覚せい剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

（麻薬及び向精神薬取締法29条の2）

麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

（大麻取締法第4条）

何人も次に掲げる行為をしてはならない。

**四** 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

次のすべてを満たす場合には、規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆し等の構成要件に該当する情報と判断することができる。

規制薬物該当性

- ・ 「覚せい剤、大麻、MDMA」等の表現が記載されている場合
- ・ 「白い粉、S、エクスタシー」等一般的に規制薬物名として用いられている表現が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかである判断できる場合

【濫用の公然、あおり、又は唆しに該当する場合】

次のような場合には、規制薬物の濫用を公然、あおり又は唆す行為に該当する情報と判断することができる。

<sup>14</sup> 正式名称は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」という。

- ・ 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている場合であって、例えば、
- ・ 密売人から規制薬物を購入する方法や注意点
- ・ 規制薬物の使用方法、使用量、品質の見分け方、値段、注意点
- ・ 規制薬物を販売する内容及びその連絡先のメールアドレス等  
等、具体的に記載されている事項が、薬物犯罪を実行すること、あるいは、規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与える行為であることが明らかである場合
- ・ 具体例は、インターネット上の電子掲示板における「白い粉あります。1パケ1万円、ご希望の方は数量発送先をお知らせください。」旨の書き込み等が考えられる<sup>15</sup>。

#### 【広告に該当する場合】

次のすべてを満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

覚せい剤、大麻、麻薬及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品やサービスについて多くの人に知られるようにされていること

医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること

#### \* 大阪地裁平成12年9月28日判決

インターネット上のホームページ内に、「確実に覚せい剤を購入できる方法」と題して覚せい剤密売場所に至る道順、同所での覚せい剤購入方法等、「パイプ活用法」と題して、覚せい剤使用に用いるパイプの携帯方法や掃除の仕方等、「パイプ作成講座」と題して、覚せい剤の吸引具である特性パイプの製造方法等を、それぞれ具体的に記載した情報等を記憶、蔵置させて不特定又は多数の者に閲覧可能な状態にした行為につき、麻薬特例法第9条の成立を認めた事案。

<sup>15</sup> 平成16年2月19日付け警察庁報道資料 (<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h15/image/pdf15.pdf>) より引用

### 3 振り込め詐欺関連法規

#### (1) 金融機関の口座売買等の勧誘・誘引の禁止(金融機関本人確認法<sup>16</sup>第16条の2第4項)

(第16条の2)

- 1 他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

次のすべてを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡の誘引等の構成要件に該当する情報と判断することができる。

「通帳、口座、キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載されていること

「販売します、譲渡します、買います、売ります」等の譲り渡し、譲り受け等の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

違反となる具体例は以下のとおりである。

- ・ 「架空口座販売します！全国送料無料！翌日手に入ります！都市銀・信用金庫・郵便貯金あり。常時在庫あり。一通 30000 円(女性名義 + 3000 円 会社名義 + 50000 円)お申し込み詳細はお電話で！090-4402-xxxx」

<sup>16</sup> 正式名称は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」という。

(2) 携帯電話・PHSの匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引の禁止(携帯電話不正利用防止法<sup>17</sup>第20条から第23条まで)

(第7条)

- 1 契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。
- 2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

(第10条)

何人も、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を確認しないで、業として有償で通話可能端末設備を貸与してはならない。

- 一 自然人 氏名及び居所又は電話番号(当該貸与に係る通話可能端末設備の電話番号以外のものに限る。)その他の連絡先
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

(第20条)

- 1 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知って、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備を譲り受けた者も、前項と同様とする。

(第21条)

- 1 自己が契約者となっていない役務提供契約に係る通話可能端末設備を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2 相手方が通話可能端末設備に係る役務提供契約の契約者となっていないことの情を知って、その者から当該通話可能端末設備を譲り受けた者も、前項と同様とする。
- 3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第22条)

- 1 第十条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 相手方が第十条の規定に違反していることの情を知って、当該違反に係る通話可能端末設備の貸与を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第23条)

第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

<sup>17</sup> 正式名称は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」という。

次のすべてを満たす場合には、携帯電話（PHSを含む。以下同じ。）の匿名貸与業等の誘引等の構成要件に該当する情報と判断することができる。

【共通の要件】

- ・ 「携帯、PHS、プリペ、飛ばし」等、携帯電話を意味する表現、又は、携帯電話の画像等が掲載されていること

【個別の要件】

（無断有償譲渡の誘引：第20条第1項関係）

- ・ 「名義変更をせずに、足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないで譲渡することを意味する表現が記載されていること
- ・ 「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「売ります、譲ります」等の譲渡の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

（無断有償譲受けの誘引：法第20条第2項関係）

- ・ 「名義変更をせずに、足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること
- ・ 「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「買います、譲ってください」等の譲受けの相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

（他人名義の携帯電話の譲渡の誘引：法第21条第1項関係）

- ・ 「足のつかない、他人名義」等の他人名義の携帯電話であることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「譲ります、売ります」等の譲渡の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

（他人名義の携帯電話の譲受けの誘引：法第21条第2項関係）

- ・ 「足のつかない、他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「譲ってください、買います」等の譲受けの相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

（匿名貸与業の誘引：法第22条第1項関係）

- ・ 「身分確認不要、本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること
- ・ 「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「貸します、レンタル」等の貸与を誘引する表現が記載されていること

#### 4 その他の法規

1～3以外については、インターネット上における流通が法令に違反する情報であって、警察機関が捜査によって違法であると認めたものを本ガイドラインの対象とする。

例)

- ・ いわゆるフィッシングサイトで、その流通が著作権法に違反する情報
- ・ 不正アクセス助長行為に該当する情報（アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供する行為）（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第4条）

## 第2 送信防止措置等の対応

### 1 自主的な対応の要否

流通により他人の権利を侵害しない情報についてはその流通を放置したことにより民事上の責任が生じるものではないため、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報を放置したことにより直ちに民事上の責任を問われることはないものと考えられる。

違法な情報の流通を放置したことによる刑事上の責任については、裁判例等<sup>18</sup>によれば、単に他人が流通させた違法な情報の存在を認識したが、これについて送信防止措置を行わず放置したことのみを理由として責任が認められるものではなく、電子掲示板の管理者等が、違法な情報の流通に積極的な関与をしていた場合に責任が認められるものと解される。<sup>19</sup>

このように、電子掲示板の管理者等が、自己の管理する電子掲示板等やサーバにおける違法な情報の流通を防止しないと直ちに法的責任を問われるものではないため、電子掲示板の管理者等としては違法な情報の流通に対し自主的に対応を行うこととなる。

具体的には、電子掲示板の管理者等が、一般の利用者等から、違法な情報が自己の管理する電子掲示板に掲載されているとの情報提供を受けた場合や、自ら違法と思われる情報を発見した場合には、本ガイドラインに基づき情報の違法性等を判断の上、送信防止措置等の対応を行うことが考えられる。違法な情報に対する送信防止措置であれば、電子掲示板の管理者等が法的責任を問われることは一般的にはないと考えられる<sup>20</sup>。

### 2 具体的な対応

電子掲示板の管理者等が、違法な情報の流通に対して行う対応としては、対象となる違法な情報について送信防止措置を行うことのほか、違法な情報を流通させた発信者を特定できる場合には発信者に対する発信中止の要求を行うことが考えられる。さらに、電子掲示板の管理者等と発信者との間に契約関係がある場合<sup>21</sup>には、契約に基づく利用停止、契約解除等の対応を行うことも考えられる。

具体的には、違法な情報に対する措置として、当該情報を発信した者に対して、

---

<sup>18</sup> 最高裁平成13年7月16日判決（原審：大阪高裁平成11年8月26日判決、一審：京都地裁平成9年9月24日判決）（刑集55巻5号317頁、判例時報1762号150頁、判例時報1692号148頁、判例時報1638号160頁等）、東京高裁平成16年6月23日判決（原審：横浜地裁平成15年12月15日判決）（インターネット上の誹謗中傷と責任（情報ネットワーク法学会・社団法人テレコムサービス協会編）136頁、156頁以下）等

<sup>19</sup> 電子掲示板等やサーバの管理者が、他人の掲載した違法な情報を放置した場合の刑事上の責任については、最終報告書13頁以下に記載されている。また、「インターネット上の誹謗中傷と責任」第3章（111頁以下）に記載されている。

<sup>20</sup> 違法な情報について送信防止措置を行った場合の法的責任については、最終報告書19頁参照。

<sup>21</sup> 例えば、サーバの管理者が契約に基づいてウェブサイト開設のためのホスティングを行う場合等である。

- (1) 違法な情報の発信をやめるように要求すること
  - (2) 要求を繰り返し行っても、発信者が要求された措置を講じないときは、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること（ただし、明らかに違法または有害で、緊急性があると判断できる相当の事由がある場合、（１）の要求を行うことなく、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること）
  - (3) 発信者が違法な情報の発信を繰り返す場合、発信者の利用を停止し、または発信者との利用契約を解除すること
- 等が考えられる。

## 第三者機関による違法性の判断を受けて行う違法な情報への対応

### 第1 警察機関からの送信防止措置依頼を受けて行う対応

#### 1 総論

##### (1) 背景

電子掲示板の管理者等が、警察機関の情報の違法性についての判断を経たのち、違法な情報について送信防止措置を行ってほしい旨の依頼を受けて送信防止措置等の対応を行う場合には、違法な情報の発見及び情報の流通に関する違法性の判断が、適切かつ円滑に行われている状況がある。

しかし一方で、警察機関からの送信防止措置依頼については、依頼方法が統一されていない、違法性の判断主体が明らかでない、対象情報に関する情報が不十分な場合等がありうる。

このような場合には、送信防止措置依頼を受けた電子掲示板の管理者等としても、対象情報について適切かつ迅速な対応ができないことになる。

そこで、ガイドラインでは、警察機関からの電子掲示板の管理者等に対する違法な情報の送信防止措置依頼に関して、依頼方法、違法性の判断主体、依頼内容（書式）等について整備することとする。<sup>22</sup>

##### (2) 法的位置付け

電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法ではない情報について誤って送信防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断されるものである。よって、電子掲示板の管理者等が本ガイドラインに定める手続に従ったからといって、当然に送信防止措置について法的責任が生じないことにはならない。

もっとも、警察機関からなされる違法な情報の送信防止措置依頼については、取締り関連法規に関して知見を有し、具体的事例における犯罪構成要件該当性等の判断に関して経験を有する組織から、所定の手続に従って依頼されるものであり、依頼を受けた電子掲示板の管理者等において、ガイドラインに示す手続等に従って違法な情報であると判断して送信防止措置を行った場合には、当該情報の流通が法令に違反すると信じたことにつき相当の理由があり、故意又は過失がないとして責任を問われないことが期待される。<sup>23</sup>

#### 2 対象とする違法な情報の範囲

第1の1～4までに掲げる情報を対象とする。

#### 3 送信防止措置手続

<sup>22</sup> ガイドラインに基づく警察機関からの送信防止措置依頼は、電子掲示板の管理者等に対して対応を義務づけるものではない。

<sup>23</sup> 電子掲示板の管理者等が他人の掲載する情報について送信防止措置を行った場合の法的責任については、最終報告書14頁以下においても記載されている。

警察機関から送信防止措置依頼があった場合には、以下の手順で送信防止措置手続を行うこととする。

(1) 受付

ア 受付方法

電子掲示板の管理者等に、依頼元が警察機関であることを容易かつ確実に確認できる方法により依頼されていることが重要であることから、原則として、必要な事項を記載した文書（第1参照）の郵送又は交付を都道府県警察本部又は警察署（以下「警察本部等」という。）から受ける方法による。

ただし、例外的に、緊急性が高い場合には、依頼文書をファックスにより受信した後に、警察本部等に対し、依頼があったことの確認を電話等により行い、確認できた場合には、事後的に依頼文書を受領することとする。

その他、依頼文書をPDF化して電子署名付きの電子メールに添付して送信した後に、依頼文書を受領する方法等も考えられる。

イ 形式的記載事項の確認

警察本部等から受領した依頼文書につき、形式的記載事項の確認を行う。

ウ 実質的記載事項の確認

警察本部等から受領した依頼文書につき、実質的記載事項の確認を行う。

a 対象情報の特定

対象情報について、そのURL（Uniform Resource Locator）及び電子掲示板の管理者等が対象情報を合理的に特定することができる情報（ファイル名、データサイズ、具体的な書き込みの内容等）が記載され、又は、対象情報が掲載されている画面が、対象情報を特定できる形で添付されていること等について確認する。

b 違法性の判断

警察本部等において、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」と判断したことが、その根拠及び理由とともに、明確かつ分かりやすい形で示されていることを確認する。

具体的には、以下の情報が記載されていること。

）違反する法令の名称及び該当条文（禁止規定、罰則等）

）対象情報の流通が当該法令に違反していると判断した理由

c 判断者

bの「違法性の判断」が、警察本部等の組織体としての判断であることが電子掲示板の管理者等に対して示されていることを確認する。

(2) 送信防止措置

ア 電子掲示板の管理者等は、警察本部等からの依頼に基づき、対象情報が違法な情報であると判断したときは、可能な限り速やかに送信防止措置を行うこととする。

送信防止措置は、対象情報の送信を防止するために必要な限度で行うことが求められる。

イ 電子掲示板の管理者等は、警察本部等からの依頼文書につき不明な事項等が存する場合には、依頼元の警察本部等に対して確認を求める等の適切な対応を行うこととする。

## 第2 インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼を受けて行う対応

### 1 総論

#### (1) ホットラインの設置及びガイドラインの目的

インターネット上の違法な情報の流通への対応を促進するに当たっては、広くインターネット利用者から違法な情報に関する情報を集め、適切に処理する機関が必要である。

そこで、警察庁が主催する総合セキュリティ対策会議における検討の結果、平成18年6月に、国民からインターネット上の違法・有害情報に関する通報等を受け付け、対象情報の違法性・有害性を一定の基準に従って判断し、警察への通報、関係機関への情報提供、電子掲示板の管理者等に対する送信防止措置等の対応依頼等を行う機関として、インターネット・ホットラインセンター（以下「ホットラインセンター」という。）が設置されたところである。<sup>24</sup>

ホットラインセンターでは、インターネットの利用者である国民から通報を受けた違法な情報に関する情報について、一定の基準、手続等に基づき対象情報の流通に関する違法性を判断し、違法な情報と判断した場合には、電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼することとしている。

ガイドラインでは、ホットラインセンターから電子掲示板の管理者等に対する違法な情報の送信防止措置依頼に関して、送信防止措置に関する法的責任を整理するとともに、依頼方法、依頼内容（書式）等の手続について整備することとする<sup>25</sup>。

#### (2) 法的位置付け

電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法ではない情報について誤って送信防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断されるものである。よって、電子掲示板の管理者等が本ガイドラインに定める手続に従ったからといって、当然に送信防止措置について法的責任が生じないことにはならない。

もっとも、ホットラインセンターからなされる違法な情報の送信防止措置依頼については、ホットラインセンターにおいて専門的知見に基づく違法性の判断を経たのちに、適切な手続に基づいて送信防止措置の依頼がなされることから<sup>26</sup>、依頼を受けた電子掲示板の管理者等において、

<sup>24</sup> ホットラインの概要については、警察庁「平成17年度 総合セキュリティ対策会議報告書」（<http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h17/image/pdf17a.pdf>）を参照。

<sup>25</sup> なお、ガイドラインに基づくホットラインセンターからの送信防止措置依頼は、電子掲示板の管理者等に対して対応を義務づけるものではない。

<sup>26</sup> ホットラインセンターにおける情報の流通に関する違法性判断の基準、手続等については、「ホットライン運用ガイドライン」（<http://www.iajapan.org/hotline/center/20060531guide.pdf>）参照。

ガイドラインに示す手続等に従って違法な情報であると判断して送信防止措置等を行った場合には、当該情報の流通が違法であると信じたことにつき相当の理由があり故意又は過失がないとして責任を問われないことが期待される。

## 2 対象とする違法な情報の範囲

第1の1～3までに掲げる情報を対象とする。

## 3 送信防止措置手続

ホットラインセンターから送信防止措置依頼があった場合には、以下の手順で送信防止措置手続を行うこととする。

### (1) 受付

#### ア 受付方法

電子掲示板の管理者等に、依頼元がホットラインセンターであることを容易かつ確実に確認できる手続により依頼されていることが重要であることから、電子署名付きの電子メール等信頼性が確保された形で行うものとする。( 第2参照)

#### イ 形式的記載事項の確認

ホットラインセンターから受領した依頼文書につき、形式的記載事項の確認を行う。

#### ウ 実質的記載事項の確認

ホットラインセンターから受領した依頼文書につき、実質的記載事項の確認を行う。

##### a 対象情報の特定

対象情報について、そのURL (Uniform Resource Locator) 及び電子掲示板の管理者等が対象情報を合理的に特定することができる情報 (ファイル名、データサイズ、具体的な書き込みの内容等) が記載され、又は、対象情報が掲載されている画面が、対象情報を特定できる形で添付されていること等について確認する。

##### b 違法性の判断

ホットラインセンターにおいて、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」と判断したことが、その根拠及び理由とともに、明確かつ分かりやすい形で示されていることを確認する。

具体的には、以下の情報が記載されていること。

) 違反する法令の名称及び該当条文 (禁止規定、罰則等)

) 対象情報の流通が当該法令に違反していると判断した理由

##### c 判断者

bの「違法性の判断」が、ホットラインセンターとしての判断であることが電子掲示板の管理者等に対して示されていることを確認する。

(2) 送信防止措置

ア 電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターからの依頼に基づき、対象情報が違法な情報であると判断したときは、可能な限り速やかに送信防止措置を行うこととする。

送信防止措置は、対象情報の送信を防止するために必要な限度で行うことが求められる。

イ 電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターからの依頼文書につき不明な事項等が存する場合には、依頼元のホットラインセンターに対して確認を求める等の適切な対応を行うこととする。

## 書式

### 第1 警察機関からの送信防止措置依頼について

通知( )第 号  
平成 年 月 日

[ プロバイダ等 ] 御中

県警察本部 課長( 県 警察署長) 印

#### 違法情報の送信防止措置依頼書

あなたが管理する[電子掲示板/サーバ]に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

#### 記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)	
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「 小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。	
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等	例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由	例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「 小学校3年女子」との書き込みとともに、不特定多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

#### 問い合わせ先

担当部署 県 警察署 課

担当者 係 警部補

電話番号 - -

ファックス - -

第2 ホットラインセンターからの送信防止措置依頼について  
違法情報の対応依頼書

整理番号  
年 月 日

[ プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称 ] 御中

インターネット・ホットラインセンター  
住所  
連絡先（電話番号）  
（e-mail アドレス）  
担当者氏名  
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置依頼書

あなたが管理する [ 電子掲示板 / サーバ ] に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : ( 掲示板の名称、 掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等 )
掲載されている情報	例) 明らかに10歳前後と認められる少女の性交が描写された画像が「 小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）第7条
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由 例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「 小学校3年女子」との書き込みとともに、不特定多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

## 参考 公序良俗に反する情報への対応

### 第1 自主的な対応

公序良俗に反する情報については、これまでプロバイダや電子掲示板の管理者等により、契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の自主的な対応が行われてきたところである。

もっとも、どのような情報が公序良俗に反する情報に該当するのかについての判断が困難な場合があるため、公序良俗に反する情報への該当性の判断を支援するため、電気通信事業者団体において契約約款モデル条項が策定されている。

今後、これまで契約約款等で公序良俗に反する情報への対応を明確に定めていなかったプロバイダ等においても、モデル条項を参考に契約約款や利用規約の整備がなされ、契約に基づく対応が行われることが考えられる。

モデル条項については、

< <http://www.telesa.or.jp/consortium/pdf/20061127model.pdf> > を参照されたい。

### 第2 ホットラインセンターからの依頼を受けて行う対応

ホットラインセンターでは、公序良俗に反する情報についても一般からの通報を受付け、公序良俗に反すると判断した情報について、電子掲示板の管理者等に契約に基づく対応を依頼している。

ホットラインセンターの運用ガイドラインについては、

< <http://www.internethotline.jp/guideline/index.html> > を、ホットラインセンターからの対応依頼の様式については次ページを参照されたい

<sup>27</sup>。

---

<sup>27</sup> 最新のガイドライン及び対応依頼の様式等については、ホットラインセンターホームページ < <http://www.internethotline.jp/> > を参照されたい。

公序良俗に反する情報の対応依頼書

整理番号  
年月日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター  
住所  
連絡先(電話番号)  
(e-mail アドレス)  
担当者氏名確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する [電子掲示板 / サーバ] に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : ( 掲示板の名称、 掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等 )
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は        」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するか否かの判断理由	分類の種類
	上記分類にあてはまると判断した理由
	<p>情報自体から違法行為を直接かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報 人を自殺に誘引・勧誘する情報</p> <p>例) 銃砲刀剣類所持等取締法第3条で所持が禁止されているけん銃であることが、画像から明白であり、「けん銃売ります。連絡先は        」とけん銃の譲渡を誘引する情報が具体的に記載されていることから、違法行為を直接かつ明示的に誘引する情報であると判断。</p>